

高濃度PCB含有機器の調査の徹底のお願い

〈概要〉

施設の解体や再調査に伴い、処分期間終了後に高濃度PCB含有の機器(変圧器・コンデンサー・安定器等)が見つかる事例が発生しております。

国は処理施設における受入れを中止し、それ以降は施設の解体・撤去を進めていく計画でしたが、事業終了に向けて準備を行う期間を活用し、現在も暫定的に受入れが継続されています。

つきましては、高濃度PCB含有の機器が保管されていないか確実に確認するようお願いいたします。

変圧器・コンデンサー等について

〈対象物の代表例〉

- ◆ 昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーは高濃度PCBが使用されている可能性があります
- ◆ 変圧器
50kVAの場合、約115kgのPCBが含有
- ◆ コンデンサー
100kVAの場合、約35kgのPCBが含有



変圧器の例



コンデンサーの例

〈設置場所〉

- ◆ 変圧器・コンデンサーは通常、キュービクルと呼ばれる金属の箱の中に設置されています
- ◆ 使用中の電気期機器の確認では感電するおそれがあるため、必ず電気主任技術者等に依頼し、調査してください



キュービクル

変圧器

〈処分期間後の主な発見事例〉

- 事例① 【設備更新・撤去】 施工業者がキュービクル内を確認した結果、発見
- 事例② 【再調査】 調査済のキュービクルから発見
- 事例③ 【残置物】 箱の中から発見

安定器について

〈対象物の代表例〉

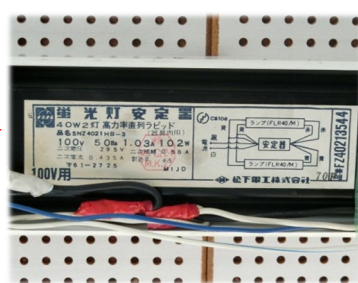
昭和52年3月以前に建築・改修された建物に使用されている安定器には高濃度PCBが使用されている可能性があります

- ◆照明器具の部品で、見た目は直方体の形状
- ◆ラベルに“安定器”と記載有り
- ◆1台あたりの重量は1～5kgくらい



〈設置場所〉

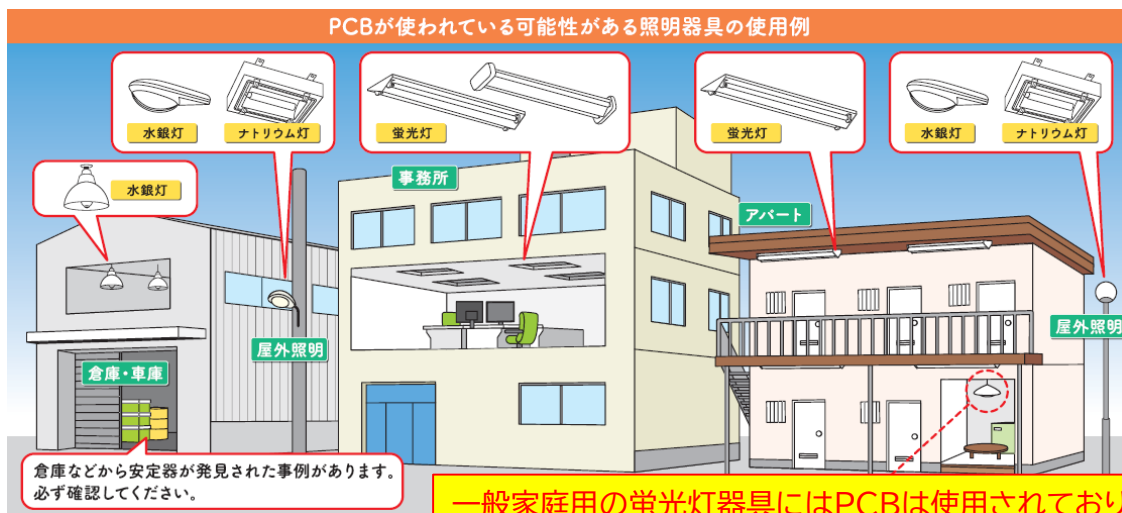
安定器は照明器具の内部や近くに取り付けられています



蛍光灯安定器の場合

〈処分期間後の主な発見事例〉

- 事例① 【施設の解体】 解体工事に伴い、施工業者が発見
- 事例② 【再調査】 未調査の建屋・部屋から発見
- 事例③ 【残置物】 倉庫・物置等から残置物を発見



高濃度PCB含有安定器を見つけた場合は、至急、横浜市事業系廃棄物対策課減量推進係(045-671-2513)までご報告ください